

総行公第35号
総行女第8号
総行安第27号
令和5年4月28日

各都道府県知事
（人事担当課、安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市市長
（人事担当課・安全衛生担当課扱い）
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局公務員部長
（公印省略）

地方公共団体における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の
位置付け変更後における取扱いについて

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることとされました。これを踏まえ、人事院から各府省に対し、国家公務員における新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇（出勤困難休暇）、新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査や新型コロナワクチン接種を受ける場合等の職務専念義務の免除、感染防止に向けた職場における対応等に関する従前の通知等は本年5月7日をもって廃止する旨の通知及び指令が発出されましたので、送付いたします。

また、人事院による通知等の廃止を踏まえ、これまでに当部が発出した通知等で示した次の取扱いについては5月7日までの対応とします。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応（マスク着用の対応を含む。）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇（出勤困難休暇）の取扱い
- ・地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応
- ・新型コロナワクチン接種に係る特別休暇・職務専念義務免除の取扱い

各地方公共団体におかれましては、本通知等を参考にいただき適切に御対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各

市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課公務員第二係（職務専念義務の免除に関する事項）

担 当 萩田、平川

電 話 03-5253-5543（直通）

公務員課公務員第四係（勤務時間・休暇に関する事項）

担 当 三木、阿部、松井

電 話 03-5253-5544（直通）

女性活躍・人材活用推進室（在宅勤務・テレワークに関する事項）

担 当 川瀬、窪田

電 話 03-5253-5546（直通）

安全厚生推進室（安全衛生に関する事項）

担 当 板垣、森田

電 話 03-5253-5560（直通）

職 職 — 1 3 3
令和5年4月28日

各府省健康管理担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」等の廃止について（通知）

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることとなることを踏まえ、下記の通知は、令和5年5月7日をもって廃止します。

なお、職場における感染対策については、今後も、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第15条に基づき、適切に講じていただく必要があります。各府省におかれては、厚生労働省から示されている基本的な感染対策の考え方（参考参照）等を参考に、引き続き、職場における適切な感染対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について（令和2年6月10日付け職職—179、令和2年12月4日付け職職—314及び令和3年5月10日付け職職—109）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（令和2年4月6日付け職職—151及び令和2年5月13日付け職職—164）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るマスクの着用の今後の対応について（令和5年3月7日付け職職—77）
- ・ 新型コロナウイルスに感染した職員に対する指導区分の決定及び事後措置に係る手続について（令和2年3月4日付け職職—108）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた人事院規則10—4に基づく健康診断の実施等に係る対応について（令和2年4月15日付け職職—154）

参考

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和5年3月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス

ス感染症対策推進本部)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001081572.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について（令和5年4月21日付け閣人人第322号）

以 上

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた
職場における対応について（通知）

令和2年3月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定（同年5月25日変更）され、爆発的な患者の急増（オーバーシュート）を免れ、また、緊急事態宣言が解除されたものの、引き続き感染拡大を予防するため、国民の行動変容を求められております。

こうした状況の中、これまで、厚生労働省から労使団体に対して、要請がなされています。

参考 令和2年3月31日付け

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10631.html

令和2年4月17日付け

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10899.html

令和2年5月14日付け

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11306.html

公務においても、感染拡大防止に向けて、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」（令和2年4月6日付け職職一151及び令和2年5月13日付け職職一164）においてご連絡をさせていただいているところですが、緊急事態宣言解除後においても下記を参考にさせていただき、感染予防に向けて引き続き取組を進めていただくようお願いいたします。

記

1 職場における対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染を予防するためには、感染予防のための取組（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気励行、

発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等)とともに、在宅勤務・テレワークを最大限活用していただきつつ、①ローテーションを組み交代勤務を実施することや時差通勤を導入すること等によって、人と人との接触機会を極力低減すること、②出張等による移動を減らすためテレビ会議等を活用すること、③換気を徹底することや職場でもお互いの距離を十分にとること等を通じて、「三つの密」(密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集場所(多くの人が密集している)、密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避ける取組を徹底していただき、健康管理者及び職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

このため、健康管理者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全ての職員に伝えていただくとともに、職員も取組の趣旨を踏まえて感染防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要です。

2 感染の予防等に向けた対策について

新型コロナウイルス感染症の感染を予防するために、以下の内容を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染予防対策を検討してください。

その際、必要に応じて、健康管理医に対策の検討や実施に当たっての意見を求めるとともに、人事院規則10—4(職員の保健及び安全保持)第14条に基づき職員の意見を聞いてください。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られる度に充実しているところであるので、逐次「新型コロナウイルス感染症について」(厚生労働省ホームページ)を確認してください。

(1) 職場内での感染予防の徹底

(換気の徹底等)

- ・ 必要換気量(一人あたり毎時30m³)を満たし「換気が悪い空間」としないうために、職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。
- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。)とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

(接触感染の防止)

- ・ 物品・機器等(例:電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等)については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 職場で複数の職員が触れることがある物品・機器等(例:テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタン等)について、こまめに

消毒を実施すること。

- ・ 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底すること。
 - ※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと）。
- ・ せっけんによる30秒程度のコまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に、手洗いの実施やトイレに蓋がある場合は蓋を閉めてから汚物を流すことについて掲示を行うこと。
- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いため、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）とともに、可能な限り真正面を避けること。
- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。対面での会議等を実施する場合には、換気とマスク着用を行うこと。
- ・ 外来者等との対面での接触を避けること。これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間をずらして利用者の集中を避ける等の措置を講ずること。
- ・ その他密閉、密集、密接となるような施設の利用方法について検討すること。

ただし、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、マスク着用とあわせて、熱中症予防についても十分配慮すること。なお、職場における熱中症予防については、別途、各府省健康管理担当課長補佐宛に送付した「職場における熱中症予防について」（令和2年6月10日付け事務連絡）に従い適切に対応してください。

(一般的な健康確保措置の徹底等)

- ・ 疲労の蓄積（易感染性）につながることから長時間の超過勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例：出勤前や出勤時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

なお、厚生労働省から出されている新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

(2020年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)「4. 今後の行動変容に関する具体的な提言」(2)業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」も参考にしてください。

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

(接触感染の防止)

- ・ 出勤・帰宅時、飲食前の30秒程度の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の職員の密度を下げる等の観点から、時差出勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・ 出張による移動を減らすため、テレビ会議等を活用すること。

(3) 在宅勤務・テレワークの活用

- ・ 職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。
- ・ 発熱、咳などの風邪症状を呈していないものの、濃厚接触等により感染のおそれがある職員が勤務を継続できるよう、在宅勤務・テレワークを活用すること。

3 風邪症状を呈する職員への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付

きません。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた人事管理としてください。具体的には、次のような対応が考えられます。特に、①高年齢職員、②基礎疾患がある職員、③免疫抑制状態にある職員、④妊娠している職員について配慮してください。

- ・ 風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用（症状によっては在宅勤務・テレワークを指示することを含む）とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（具体的な目安は以下を参照）」を職員に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センター等に電話で相談し、同センター等から帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

相談・受診の前に心がけること

- ・ 発熱等の症状があるときは、出勤せず外出を控えること。
- ・ 発熱等の症状がみられたら、毎日体温を測定し記録しておくこと。
- ・ 基礎疾患（持病）のある職員で症状に変化のある職員、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な職員は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談すること。

「帰国者・接触者相談センター等に相談する目安」

少なくとも次の①～④のいずれかに該当する場合には、最寄りの保健所などに設置されている帰国者・接触者相談センター等にすぐに相談すること（これらに該当しない場合の相談も可能）。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 高年齢職員をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある職員や透析を受けている職員、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている職員で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ ①②以外の職員で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない職員も同様。）
- ④ 妊娠中の職員で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

- 4 職員に新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合の対応について
健康管理者においては、「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」（令和2年4月16日付け内閣人事局参事官（福利厚生担当）事務連絡（令和2年5月27日改正））等に従い適切に対応してください。また、職員が新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることはないことをあらかじめ周知してください。
- 5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等
健康管理者においては、関係府省、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を職員に周知してください。
- 6 妊娠中の女性職員への配慮について
妊娠中の女性職員については、「新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女子職員の業務軽減等の取扱いについて」（令和2年5月7日付け職職一162）に従い適切に対応してください。なお、使用者側として出勤を控えさせたい場合には、職員に対し職務命令として在宅勤務を命ずることなどにより勤務場所を指定することが考えられます。
また、厚生労働省が妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策を取りまとめていますので、以下のホームページも参考にしてください。
参考 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

以 上

職 職 — 3 1 4
令和2年12月4日

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた
職場における対応について（通知）

公務職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、これまでも取り組まれていることと思いますが、新規感染者数の増加傾向が強まり、過去最多の水準となっていることから、引き続き感染防止対策が重要となっております。

こうした状況の中、これまで、厚生労働省から労使団体に対して、要請がなされています。

参考 令和2年3月31日付け
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10631.html
令和2年4月17日付け
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10899.html
令和2年5月14日付け
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11306.html
令和2年8月7日付け
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12865.html
令和2年11月27日付け
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15080.html

公務においても、感染拡大防止に向けて、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」（令和2年4月6日付け職職—151、令和2年5月13日付け職職—164及び令和2年6月10日付け職職—179）においてご連絡をさせていただいているところですが、下記を参考にいただき、感染予防に向けて引き続き取組を進めていただくようお願いいたします。

記

1 職場における対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染を予防するためには、感染予防のための取組（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気励行、

発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等)とともに、在宅勤務・テレワークを最大限活用していただきつつ、①ローテーションを組み交代勤務を実施することや時差通勤を導入すること等によって、人と人との接触機会を極力低減すること、②出張等による移動を減らすためテレビ会議等を活用すること、③換気を徹底することや職場でもお互いの距離を十分にとること等を通じて、「三つの密」(密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集場所(多くの人が密集している)、密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避ける、特に居場所の切り替わり(休憩・休息スペース、更衣室、喫煙場所)の際には注意する取組を徹底していただき、健康管理者及び職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

このため、健康管理者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全ての職員に伝えていただきとともに、職員も取組の趣旨を踏まえて感染防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要です。

2 感染の予防等に向けた対策について

新型コロナウイルス感染症の感染を予防するために、以下の内容を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染予防対策を検討してください。

その際、必要に応じて、健康管理医に対策の検討や実施に当たっての意見を求めるとともに、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第14条に基づき職員の意見を聞いてください。なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られる度に充実しているところであるので、逐次「新型コロナウイルス感染症について」(厚生労働省ホームページ)を確認してください。

(1) 職場内での感染予防の徹底

(換気の徹底等)

- ・ 必要換気量(一人あたり毎時30m³)を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。

また、温度及び相対湿度を18度以上かつ40%以上に維持すること。

- ・ 窓開けによる換気を行う場合は、温度及び相対湿度を18度以上かつ40%以上に維持できる範囲内で、暖房器具を使用しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気すること。

なお、冬場における換気の悪い密閉空間を改善するための換気の方法(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html)も参考にしてください。

(接触感染の防止)

- ・ 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 職場で複数の職員が触れることがある物品・機器等（例：テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタン等）について、こまめに消毒を実施すること。
- ・ 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底すること。
 - ※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと）。
- ・ せっけんによる30秒程度のこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に、手洗いの実施やトイレに蓋がある場合は蓋を閉めてから汚物を流すことについて掲示を行うこと。
- ・ 感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。

（飛沫感染の防止）

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いため、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）とともに、可能な限り真正面を避けること。
- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。対面での会議等を実施する場合には、換気とマスク着用を行うこと。
- ・ 外来者等との対面での接触を避けること。これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間をずらして利用者の集中を避ける等の措置を講ずること。
- ・ その他密閉、密集、密接となるような施設の利用方法について検討すること。

なお、冬季においても気温・湿度が高い場所においてはマスクを着用する

と、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、マスク着用とあわせて、熱中症予防についても十分配慮すること。なお、職場における熱中症予防については、別途、各府省健康管理担当課長補佐宛に送付した「職場における熱中症予防について」（令和2年6月10日付け事務連絡）に従い適切に対応してください。

（一般的な健康確保措置の徹底等）

- ・ 疲労の蓄積（易感染性）につながることから長時間の超過勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例：出勤前や出勤時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

なお、厚生労働省から出されている新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

(2020年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)「4. 今後の行動変容に関する具体的な提言」(2)業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」(<https://corona.go.jp/proposal/>)も参考にしてください。

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

(接触感染の防止)

- ・ 出勤・帰宅時、飲食前の30秒程度の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人々が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の職員の密度を下げる等の観点から、時差出勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・ 出張による移動を減らすため、テレビ会議等を活用すること。

(3) 在宅勤務・テレワークの活用

- ・ 職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状を呈していないものの、濃厚接触等により感染のおそれがある職員が勤務を継続できるよう、在宅勤務・テレワークを活用すること。

なお、在宅勤務・テレワークを行う場合については、特にメンタルヘルス対策にも留意すること。

3 風邪症状を呈する職員への対応について

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなり、こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状との見分けが付きません。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた人事管理としてください。具体的には、次のような対応が考えられます。特に、①高年齢職員、②基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有する職員などの重症化リスク因子を持つ職員、③妊娠している職員について配慮してください。

- ・ 風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用（症状によっては在宅勤務・テレワークを指示することを含む）とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること
- ・ 発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談するよう促すこと。
- ・ 相談する医療機関に迷う場合には、地域ごとに設置されている受診・相談等センターに電話で相談し、その指示に従うよう促すこと。

- ### 4 職員に新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合の対応について
- 健康管理者においては、「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」（令和2年4月16日付け内閣人事局参事官（福利厚生担当）事務連絡（令和2年5月27日改正））等に従い適切に対応してください。また、職員が新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることはないことをあらかじめ周知してください。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

健康管理者においては、関係府省、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を職員に周知してください。

なお、陽性者と接触した可能性が分かることにより検査の受診など保健所

のサポートを早く受けることができますので、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の積極的な活用を周知するとともに、インストールの勧奨をしてください。

6 妊娠中の女性職員への配慮について

妊娠中の女性職員については、「新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女子職員の業務軽減等の取扱いについて」（令和2年5月7日付け職職一162）に従い適切に対応するとともに、措置の実施状況を適時把握してください。なお、使用者側として出勤を控えさせたい場合には、職員に対し職務命令として在宅勤務を命ずることなどにより勤務場所を指定することが考えられます。

また、厚生労働省が妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策を取りまとめていますので、以下のホームページも参考にしてください。

参考 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

以 上

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた
職場における対応について（通知）

公務職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、これまでも取り組まれていることと思いますが、全国の感染者数は大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、特に変異株の拡大がみられることから、引き続き感染防止対策が重要となっております。

こうした状況の中、これまで、厚生労働省から労使団体に対して、要請が出されています。

参考 令和3年4月26日付け

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18234.html

（これまで令和2年3月31日、4月17日、5月14日、8月7日、11月27日、令和3年1月8日、2月12日に実施）

公務においても、感染拡大防止に向けて、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」（令和2年4月6日付け職職—151、令和2年5月13日付け職職—164、令和2年6月10日付け職職—179及び令和2年12月4日付け職職—314）においてご連絡をさせていただいているところですが、下記を参考にいただき、感染予防に向けて引き続き取組を進めていただくようお願いします。

記

1 職場における対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染を予防するためには、感染予防のための取組（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等）とともに、在宅勤務・テレワークを最大限活用していただきつつ、①ローテーションを組み交代勤務を実施することや時差通勤を導入すること等によって、人と人との接触機会を極力低減すること、②出張等による移動を減らすためテレビ会議等を活用すること、③換気を徹底することや職場でもお互いの距離を十分にとること等を通じて、

「三つの密」（密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人
が密集している）、密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発
声が行われる））を避ける、特に居場所の切り替わり（休憩・休息スペース、
更衣室、喫煙場所）の際には注意する取組を徹底していただき、健康管理者及
び職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を
持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要で
す。

このため、健康管理者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止
に積極的に取り組む方針を全ての職員に伝えていただくとともに、職員も取
組の趣旨を踏まえて感染防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただ
くことが重要です。

2 感染の予防等に向けた対策について

新型コロナウイルス感染症の感染を予防するために、以下の内容を参考と
して、職場の実態に即した、実行可能な感染予防対策を検討してください。

その際、必要に応じて、健康管理医に対策の検討や実施に当たっての意見
を求めるとともに、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）（以下
「規則」という。）第14条に基づき職員の意見を聞いてください。なお、新
型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られる度に
充実しているところであるので、逐次「新型コロナウイルス感染症につい
て」（厚生労働省ホームページ）を確認してください。

(1) 職場内での感染予防の徹底

（換気の徹底等）

- ・ 必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たし「換気が悪い空間」としな
いために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場
合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満
たされていることを確認すること。
- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に1回以
上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。空気の流れを作るため、
複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない
場合は、ドアを開けること。その際、次の資料も参考にすること。
 - 『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法
<https://www.mhlw.go.jp/content/000773149.pdf>
 - 熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気
の方法
<https://www.mhlw.go.jp/content/000773150.pdf>
 - 冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法
<https://www.mhlw.go.jp/content/000773151.pdf>

（接触感染の防止）

- ・ 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）につ

いては複数人での共用をできる限り回避すること。

- ・ 職場で複数の職員が触れることがある物品・機器等（例：テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタン等）は、こまめに消毒を実施すること。新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、次の資料を参考にすること。

○新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・ 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底すること。
- ・ せっけんによる30秒程度のこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に、手洗いの実施やトイレに蓋がある場合は蓋を閉めてから汚物を流すことについて掲示を行うこと。
- ・ 感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高ことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間の十分な距離の保持（1メートル以上）や執務室等に仕切りを設けること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）とともに、可能な限り真正面を避けること。
- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。対面での会議等を実施する場合には、換気とマスク着用を行うこと。
- ・ 外来者等との対面での接触を避けること。これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間をずらして利用者の集中を避ける等の措置を講じること。また、共用設備において歯磨きやうがいを行う場合は換気に留意するとともに密を避けるように努めること。
- ・ その他密閉、密集、密接となるような施設の利用方法について検討すること。

また、気温・湿度が高い場所においてはマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、マスク着用とあわせて、熱中症予防

についても十分配慮すること。なお、マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあるため、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、職員に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求める等、熱中症防止対策についても着実に実施すること。その際、次の資料も参考にすること。

○STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000773157.pdf>

(一般的な健康確保措置の徹底等)

- ・ 疲労の蓄積（易感染性）につながることから長時間の超過勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例：出勤前や出勤時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

なお、厚生労働省から出されている新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

(2020年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)「4. 今後の行動変容に関する具体的な提言」(2)業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000773144.pdf>)も参考にしてください。

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

(接触感染の防止)

- ・ 出勤・帰宅時、飲食前の30秒程度の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の職員の密度を下げる等の観点から、時差出勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・ 出張による移動を減らすため、テレビ会議等を活用すること。

(3) 在宅勤務・テレワークの積極的な活用

- ・ 職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを積極的に活用すること。特に、職員又はその同居家族が、①高齢者、②基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有するなどの重症化リスク因子を持つ者、③妊娠している者である場合については、本人の申出や健康管理医等の意見を踏まえ、配慮すること。
- ・ 発熱、咳などの風邪症状を呈していないものの、濃厚接触等により感染のおそれがある職員が勤務を継続できるよう、在宅勤務・テレワークを活用すること。

なお、在宅勤務・テレワークを行う場合については、特にメンタルヘルス対策にも留意すること。

3 風邪症状を呈する職員への対応について

発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた人事管理としてください。具体的には、次のような対応が考えられます。特に、上記「2(3)①～③」に該当する職員について配慮してください。

- ・ 風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用（症状によっては在宅勤務・テレワークを指示することを含む）とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談するよう促すこと。
- ・ 相談する医療機関に迷う場合には、地域ごとに設置されている受診・相談等センターに電話で相談し、その指示に従うよう促すこと。

4 職員に新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合の対応について

健康管理者においては、「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」（令和2年4月16日付け内閣人事局参事官（福利厚生担当）事務連絡（令和2年5月27日改正））等に従い適切に対応してください。なお、職員がPCR検査を受ける場合、各省各庁の長が必要と認める場合には、規則第21条に基づき、臨時の健康診断として「勤務」として取り扱うことができます。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「「三つの密」等濃厚接触が生じやすい環境にある職場でクラスターが発生した場合には、幅広く検査を実施する」こととされ、感染拡大を防止する観点から、いわゆる「三つの密」となりやすい環

境や集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境にある職場におけるクラスター発生時の行政検査（PCR 検査等）については、濃厚接触者に限らず、幅広い接触者を検査の対象者とするにとされたことに留意し、保健所より検査対象者として受検指示があった場合には検査を受ける必要があることを職員に周知するとともに、受検に関する勤務時間の調整等必要な配慮をしてください（<https://www.mhlw.go.jp/content/000773134.pdf>）。また、保健所から職場における検査対象者の決定について協力を求められた場合には、適切に対応してください。

職員が新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることはないことを改めて周知してください。例えば、新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の職員に対して同僚が集団で無視をし職場で孤立させること等は、職場におけるパワー・ハラスメントに該当する場合があります。職場におけるパワー・ハラスメントに関しては、人事院規則 10—16（パワー・ハラスメントの防止等）により、その防止のために各省各庁の長において必要な措置を講じることが求められています。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

健康管理者においては、関係府省、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を職員に周知してください。

なお、陽性者と接触した可能性が分かることにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができますので、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の積極的な活用を周知するとともに、インストールの勧奨をしてください。

6 妊娠中の女性職員への配慮について

妊娠中の女性職員については、「新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女子職員の業務軽減等の取扱いについて」（令和2年5月7日付け職職一162）に従い適切に対応するとともに、措置の実施状況を適時把握してください。なお、使用者側として出勤を控えさせたい場合には、職員に対し職務命令として在宅勤務を命ずることなどにより勤務場所を指定することが考えられます。

また、厚生労働省が妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策を取りまとめていますので、以下のホームページも参考にしてください。

参考 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

以 上

職 職 — 1 5 1
令和 2 年 4 月 6 日

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた
職場における対応について（通知）

令和 2 年 3 月 28 日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定され、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、爆発的な患者の急増（オーバーシュート）リスクを回避するための国民の行動変容を求められております。

こうした提言や昨今の状況に鑑み、厚生労働省から労使団体に対して、要請が出されています。

参考 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10631.html

公務においても、感染拡大防止に向けて、上記方針等に基づき既に取り組みられていると思いますが、下記を参考にさせていただき、更に取り組を進めていただくようお願いいたします。

記

1 職場における対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という 3 つの条件が同時に重なる場を避け、健康管理者及び職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

このため、健康管理者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全ての職員に伝えていただくとともに、職員も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要です。

2 大規模な感染拡大防止等に向けた対策について

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するために、以下の内容を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検

討してください。

その際、必要に応じて、健康管理医に対策の検討や実施に当たっての意見を求めるとともに、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第14条に基づき職員の意見を聞いてください。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られる度に充実しているところであるので、逐次「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省ホームページ）を確認してください。

(1) 職場内での感染防止行動の徹底

（換気の徹底等）

- ・ 必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。
- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

（接触感染の防止）

- ・ 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 職場で職員が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。
※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと）。
- ・ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

（飛沫感染の防止）

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いため、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以

上) こと。

- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・ 外来者等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間をずらして利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ・ その他密閉、密集、密接となるような施設の利用方法について検討すること。

(一般的な健康確保措置の徹底等)

- ・ 疲労の蓄積（易感染性）につながることから長時間の超過勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例：出勤前や出勤時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

(接触感染の防止)

- ・ 出勤・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人々が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の職員の密度を下げる等の観点から、時差出勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・ 出張による移動を減らすため、テレビ会議等を活用すること。

(3) 在宅勤務・テレワークの活用

- ・ 職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。
- ・ 発熱、咳などの風邪症状を呈していないものの、濃厚接触等により感染のおそれがある職員が勤務を継続できるよう、在宅勤務・テレワークを活用すること。

3 風邪症状を呈する職員への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付きません。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた人事管理としてください。具体的には、次のような対応が考えられます。特に、①高年齢職員、②基礎疾患がある職員、③免疫抑制状態にある職員、④妊娠している職員について配慮してください。

- ・ 風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用（症状によってはテレワークを指示することを含む）とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安（具体的な目安は以下を参照）」を職員に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」

次の条件のいずれかに該当する場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせいただきたいこと。

- ① 一般の職員（②及び③以外の職員）：
 - ・ 職員に風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。高年齢職員や基礎疾患等がある職員の場合は2日程度続く場合。）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ② 高年齢職員をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある職員や透析を受けている職員、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている職員：
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 妊娠中の職員：
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日以上続く場合
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

健康管理者においては、職員に対し、新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）に該当した場合には人事当局又は管理監督者へ報告することや、また、その場合には、職員が陽性者等になったこ

とをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることはないことをあらかじめ周知してください。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

健康管理者においては、関係府省、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を職員に周知してください。

6 妊娠中の女性職員への配慮について

妊娠中の女性職員については厚生労働省が妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策を取りまとめていますので、以下のホームページも参考にしてください。なお、使用者側として出勤を控えさせたい場合には、職員に対し職務命令として在宅勤務を命ずることなどにより勤務する場所を指定することが考えられます。

参考 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10656.html

以 上

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた
職場における対応について（通知）

令和2年3月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定（同年5月4日変更）され、爆発的な患者の急増（オーバーシュート）を免れたものの、引き続き感染拡大を予防するため、国民の行動変容を求められています。

こうした昨今の状況に鑑み、これまで、厚生労働省から労使団体に対して、要請が出されています。

参考 令和2年3月31日付け

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10631.html

令和2年4月17日付け

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10899.html

公務においても、感染拡大防止に向けて、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」（令和2年4月6日付け職職一151）において、すでにご連絡させていただいたところですが、改めて下記を参考にいただき、より一層、感染拡大防止に向けて取組を進めていただくようお願いします。

記

1 職場における対策の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、感染防止のための取組（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等）とともに、在宅勤務・テレワークを最大限活用していただきつつ、①ローテーションを組み交代勤務を実施することや時差通勤を導入すること等によって、人と人との接触機会を極力低減すること、②出張等による移動を減らすためテレビ会議等を活用すること、③換気を徹底することや職場でもお互いの距離を十分にとるこ

と等を通じて、「三つの密」（密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避ける取組を徹底していただき、健康管理者及び職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

このため、健康管理者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全ての職員に伝えていただくとともに、職員も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要です。

2 大規模な感染拡大防止等に向けた対策について

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するために、以下の内容を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討してください。

その際、必要に応じて、健康管理医に対策の検討や実施に当たっての意見を求めるとともに、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第14条に基づき職員の意見を聞いてください。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られる度に充実しているところであるので、逐次「新型コロナウイルス感染症について」（厚生労働省ホームページ）を確認してください。

(1) 職場内での感染防止行動の徹底

（換気の徹底等）

- ・ 必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。
- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

（接触感染の防止）

- ・ 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 職場で複数の職員が触れることがある物品・機器等（例：テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタン等）について、こまめに消毒を実施すること。

※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、

主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと（使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと）。

- ・ せっけんによる30秒程度のこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

（飛沫感染の防止）

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いため、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）とともに、可能な限り真正面を避けること。
- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。対面での会議等を実施する場合には、換気とマスク着用を行うこと。
- ・ 外来者等との対面での接触を避けること。これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間をずらして利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ・ その他密閉、密集、密接となるような施設の利用方法について検討すること。

（一般的な健康確保措置の徹底等）

- ・ 疲労の蓄積（易感染性）につながることから長時間の超過勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例：出勤前や出勤時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

なお、厚生労働省から出されている新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html）も参考にしてください。

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

(接触感染の防止)

- ・ 出勤・帰宅時、飲食前の30秒程度の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

(飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の職員の密度を下げる等の観点から、時差出勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・ 出張による移動を減らすため、テレビ会議等を活用すること。

(3) 在宅勤務・テレワークの活用

- ・ 職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。
- ・ 発熱、咳などの風邪症状を呈していないものの、濃厚接触等により感染のおそれがある職員が勤務を継続できるよう、在宅勤務・テレワークを活用すること。

3 風邪症状を呈する職員への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付きません。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた人事管理としてください。具体的には、次のような対応が考えられます。特に、①高年齢職員、②基礎疾患がある職員、③免疫抑制状態にある職員、④妊娠している職員について配慮してください。

- ・ 風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用（症状によっては在宅勤務・テレワークを指示することを含む）とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（具体的な目安は以下を参照）」を職員に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センター等に電話で相談し、同センター等から帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

相談・受診の前に心がけること

- ・ 発熱等の症状があるときは、出勤せず外出を控えること。
- ・ 発熱等の症状がみられたら、毎日体温を測定し記録しておくこと。
- ・ 基礎疾患（持病）のある職員で症状に変化のある職員、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な職員は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談すること。

「帰国者・接触者相談センター等に相談する目安」

少なくとも次の①～④のいずれかに該当する場合には、最寄りの保健所などに設置されている帰国者・接触者相談センター等にすぐに相談すること（これらに該当しない場合の相談も可能）。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 高齢職員をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある職員や透析を受けている職員、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている職員で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ ①②以外の職員で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない職員も同様。）
- ④ 妊娠中の職員で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

4 職員に新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合の対応について
健康管理者においては、当面の間、「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」（令和2年4月16日付け内閣人事局参事官（福利厚生担当）事務連絡）等に従い適切に対応してください。また、職員が新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることはないことをあらかじめ周知してください。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

健康管理者においては、関係府省、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を職員に周知してください。

6 妊娠中の女性職員への配慮について

妊娠中の女性職員については、「新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の女子職員の業務軽減等の取扱いについて」（令和2年5月7日付け職職

一 162) に従い適切に対応してください。なお、使用者側として出勤を控えさせたい場合には、職員に対し職務命令として在宅勤務を命ずることなどにより勤務場所を指定することが考えられます。

また、厚生労働省が妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策を取りまとめていますので、以下のホームページも参考にしてください。

参考 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

以 上

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る
マスクの着用の今後の対応について（通知）

公務職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、これまでも様々な対応に取り組んでいただき感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付けられることとなりました。また、マスク着用の考え方については上記に先立ち見直しが行われ、令和 5 年 3 月 13 日から新たな考え方が適用されることとなりました。具体的な考え方につきましては、次の資料を御確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日決定）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf

- ・厚生労働省（リーフレット）「令和 5 年 3 月 13 日以降のマスク着用の考え方について」（令和 5 年 2 月 10 日作成）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056902.pdf>

つきましては、マスク着用に関する事項について対応を見直しましたので、令和 5 年 3 月 13 日以降は、下記により御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることが基本となること。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、執務室や会議室、窓口等において、職員や外来者等に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないこと。
- 2 マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、健康管理者等が感染対策上又は職務上の理由等により、職員や外来者等にマスクの着用を求めること

は許容されること。例えば、次の対応が考えられること。

- ・感染対策上又は職務上の必要がある場合に、職員に対し、マスクの着用を求めること。
- ・外来者等の状況や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、外来者等に対し、マスクの着用を求めること。

3 その他

(1) 上記の他、職場の感染症対策については、「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」（第6版：令和5年3月7日）を参照してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更された以降におけるマスク以外の対応については、改めて通知する予定です。

(3) その他参考資料

新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日決定。令和5年2月10日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf

以 上

令和2年3月4日

各府省健康管理担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルスに感染した職員に対する指導区分の決定及び
事後措置に係る手続について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生し、一部地域には小規模患者集団が把握されている状態になっており、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）などが示されているところです。また、職員が新型コロナウイルスに感染する事例も生じており、今後、更に同様の事例が生じる可能性があります。このため、各府省において、新型コロナウイルスに感染した職員に対し、指導区分の決定及び事後措置を実施する場合に迅速に対応できるよう下記のとおり取り扱うこととしました。

各府省におかれては、引き続き、職員の健康保持のため必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

- 1 仮に職員が、医師により新型コロナウイルス感染症又は新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断された場合の職員に対する人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則」という。）第23条第1項に基づく指導区分の決定について、健康管理医に相談し、あらかじめ健康管理医が当該場合についての指導区分を決定した場合、以後新型コロナウイルスに感

染した職員の指導区分については、同項に規定する「健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を健康管理医に提示し、別表第4の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を受け」たものとして取り扱って差し支えない。

- 2 仮に職員が、医師により新型コロナウイルス感染症又は新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断された場合の職員に対する規則第24条第2項に基づく就業の禁止について、健康管理医にあらかじめ意見を聞いた場合、以後新型コロナウイルスに感染した職員の就業の禁止については、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）第24条関係第2項に規定する「あらかじめ健康管理医の意見を聞き」たものとして取り扱って差し支えない。

以 上

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた人事院規則10—4
に基づく健康診断の実施等に係る対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）（以下「規則」という。）第19条及び第20条に基づく、採用時等の健康診断及び定期の健康診断の実施に当たっては、下記にご留意ください。

記

1 採用時等の健康診断について

職員の採用に際しては、その者の健康診断を行うこととされており、採用時の健康診断は採用後可能な限り速やかに実施することが望ましいところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、その者の健康診断を延期しても差し支えない（3に掲げる事項を除く。）。

2 一般定期健康診断について

一般定期健康診断については、定期的に職員の健康診断を行わなければならないとされており、例年と同時期に行われることが望ましいところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、予定していた時期に実施することが適当ではないと判断する場合には、延期しても差し支えない。

3 特別定期健康診断について

特別定期健康診断については、6月につき少なくとも1回（特に定めがある

ものにあつては、その定められた回数)行わなければならないとされており、特別定期健康診断を実施する場合には、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」(令和2年4月6日職職一151)等を参考にさせていただき、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分に留意する必要があるが、感染拡大防止の観点から、予定していた時期に実施することが適当ではないと判断する場合には、その者の健康診断を若干延期しても差し支えない(規則第19条第1項後段による職員を新たに別表第三に掲げる業務に従事させる場合の健康診断についても同様とする。)

以 上

各府省等官房長等 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
基本的感染対策等について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止等については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について（通知）」（令和4年2月14日付け閣人人第83号、内閣官房内閣人事局人事政策統括官）により対応をお願いしてきたところです。

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針は廃止されることとなります。

これに伴い、本年5月8日以降は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼）」（令和5年3月31日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）等を踏まえ、下記のとおり対応していただくとともに、職員への周知をよろしくお願いします。

なお、所管の独立行政法人に対しても、下記の対応について、周知をお願いします。

記

- 1 基本的感染対策（マスク着用、手洗い等の手指衛生等）や各府省等で実施しているその他対策（検温、消毒液・パーティション設置等）については、個人又は各府省等の判断にて行う。また、感染対策の見直しに当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮する。
- 2 接触機会の低減や業務継続の観点に加え、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点からも、引き続きテレワークの定着を図るとともに、テレワークとフレックスタイム制の組み合わせなどを通じ、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能にする環境の整備に取り組む。
- 3 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等については、別紙のとおり周知する。

【連絡先：内閣官房内閣人事局】

・調査係 林（満）、勝間田、林（苑）

電話：03-6257-3741 Email: chosakakari@cas.go.jp

・福利厚生担当 長尾、野々村、高田

電話：03-6257-3768 Email: fukurikosei.j7a@cas.go.jp

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）のとおり、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症患者は、法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられるが、その際に参考にする情報として以下のとおり周知する。

1 外出を控えることが推奨される期間

新型コロナウイルス感染症の発症後5日間は、他人に感染させるリスクが特に高いことから、発症日を0日目として5日間は、休暇、テレワーク等により外出を控えることが推奨される（この5日間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。）。

さらに、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨される。なお、症状が重い場合は、医師に相談することが推奨される。

2 周りの方への配慮

新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

3 濃厚接触者の取扱い

一般に保健所による新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定は行われず、また、濃厚接触者として感染症法に基づく外出自粛は求められないことから、職場内においても濃厚接触者の特定や外出自粛を求めない。

4 家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

職員の家族や同居人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、まず、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話はできるだけ限られた者で行うことに注意する。

その上で、外出する場合は、発症日を0日として、特に5日間は職員自身の体調に注意する（7日目までは発症する可能性があることに留意する）。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をする。

5 その他

本通知の発出後、厚生労働省等の関係機関による新型コロナウイルス感染症に関する資料の改定及び新たな知見の公表があった場合はこれに留意し、その趣旨を適時適切に反映させて対応する。

職 職 一 1 3 2

令和5年4月28日

各府省官房長 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の廃止について（通知）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和2年3月1日職職一104）」は、令和5年5月7日をもって廃止します。

以 上

各省各庁の長
各行政執行法人の長

人事院指令一―一

令和二年人事院指令一四―一（新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員
の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）及び令和三年人事院指令一四―二（新型コ
ロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関す
る臨時措置について）の廃止について

1 次に掲げる人事院指令は、廃止する。

令和二年人事院指令一四―一（新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の
職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）

令和三年人事院指令一四―二（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員
の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）

2 この指令は、令和五年五月八日から施行する。

令和五年四月二十八日

人事院総裁
川本裕子

職 審 一 1 3 4
令和5年4月28日

各府省人事担当課長
各行政執行法人人事担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

「人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）について」の廃止について（通知）

「人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）について（令和3年5月27日職審一144）」は、令和5年5月7日をもって廃止します。

以 上